

子どもの家条例の一部を改正する条例の制定 賛成討論 2017.12.22

議案 77 号子どもの家条例の一部を改正する条例の制定について、神奈川ネットを代表し、賛成の立場ではありますが、申し添えることがあります。討論致します。

この条例は放課後子どもひろばふかさわの開設に合わせて、鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」の利用定員を、現行の 117 人から 60 人に改めようとするものです。条例施行日は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者とする子どもの家と放課後子どもひろば（アフタースクール）を一体化した指定管理が始まる 2018 年 6 月 9 日となっています。

利用定員を大幅に縮小し 60 人にしたのは、アフタースクールふかさわで 5 時まで過ごせるようになることから、5 時以降も子どもの家で過ごす子どもの現在数をもとに、算出したとの説明です。また、定員は 60 人ですが、登録する上限の人数はこれより多く設定することから、待機児童を出さずにスタートできる見込みであると伺っています。

しかし、これまで 5 時までの利用であった家庭を中心に、子どもの家よりもアフタースクールを積極的に選択していただかないと、子どもの家の利用定員の縮小はできません。まだ始まっていないところに移りたいという希望が、市の思惑通りにいくのか、大変心配です。現段階では、学童保育とアフタースクールを合せた「かまくらっ子」の全体的な仕組みについて、保護者に情報がきちんと伝わり、適切な判断をしてもらえる状況にはなっていません。このことは、つい先頃子どもの家入所学童の父母会から「子どもの家入所希望者受入れの要望書」が出されたことからも明らかです。また私共のもとにも、「進んで説明しようという市の姿勢が伝わってこない。詳しい進捗状況や今後のスケジュールについての説明も、父母会が求めないとなされない」という声が寄せられています。

- ・ 60 人という定員の算出根拠、
 - ・ これまで同様、定員より相当数多い登録上限数の設定がされること、
 - ・ アフタースクールの新設が待機児童の解消をはかる側面も持っていること、
 - ・ 子どもの家入所者の決定は指定管理になっても従来の基準に従って行われること
- など、わかりやすい説明に努めてください。

一方、アフタースクールの利用者数の予想はなかなか難しいのではないのでしょうか。かまくらっ子の 1 日当たりの利用人数は全校児童数の 20%、うち子どもの家の利用者数は 6%とのことなので、アフタースクールの利用者数は全体の 14%という見込みです。しかし、新制度であり、特に夏休み中の利用状況がどうなるのか気がかりです。アフタースクールの方で混雑が生じれば、子どもの家の方にも影響します。逐次丁寧な状況把握に努め、必要な調整を行ってください。

これまで子どもの家を利用してきた子ども達、そして保護者にとっては、環境が変わることに対する不安も大きいと思います。「指定管理に移行しても、アフタースクールとの併設で子どもの家の利用定員枠が縮小しても、市が責任をもって安心して放課後を過ごせる環境を提供する」というメッセージをしっかりと伝え、説明責任を果たすことを求めます。以上で討論を終わります。